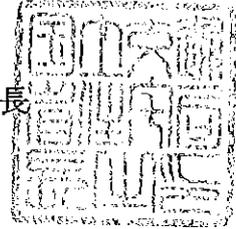


国住防第4-2号
平成23年8月24日

各関係団体の長 殿

国土交通省 住宅局長



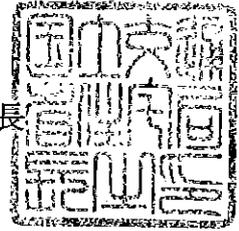
建築物防災週間（平成23年度上期）の実施について

建築物防災週間につきましては、平成23年8月5日付け国住防第3-2号により、ご協力いただいているところですが、その実施にあたり、平成23年度上期の実施事項として、別添のとおり、工事現場の危害の防止の徹底についても併せて実施することとしましたので、貴職におかれましても、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

国 住 防 第 4 号
平成 23 年 8 月 24 日

各都道府県知事 殿

国土交通省 住宅局長



建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害の防止）の推進について

建築物防災週間における防災対策の推進について、平成23年8月5日付け国住防第3号により、ご協力いただいているところですが、その実施に当たり、平成23年度上期の実施事項として、下記1に掲げる工事現場の危害の防止の徹底についても併せて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 工事現場の危害の防止の徹底について

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」を通知し、解体工事における安全確保及び危害防止について周知徹底を図っているところですが、その後も解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故（以下単に「事故」という。）が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第90条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて」（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、最近起こった事故のうち、その原因が明らかになった事故に係る以下の再発防止策等について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。

（最近起こった事故のうち、その原因が明らかになった事故に係る再発防止策等例）

○除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、

- ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
- ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- ・残っている壁は大割とせず、小割にて破砕すること。

- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。

2. 担当

(建築物防災週間について)

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 平川
電話 03-5253-8111 (内線39569)

(工事現場の危害の防止の徹底について)

国土交通省 住宅局 建築指導課 川田
電話 03-5253-8111 (内線39538)